日常生活用具給付事業における人工呼吸器用発電機 及び蓄電池(バッテリー)の追加について(お知らせ)

令和4年2月から人工呼吸器用非常用電源として「発電機」及び「蓄電池(外部バッテリー)」を新たに給付対象種目に追加しますので、お知らせします。

1 改正内容について

改正内容は次のとおりです。

種目	対象者	費用限度額	性能	耐用年数
発電機	障がい者または	120,000円	人工呼吸器の非常 用電源として簡単 に使用できるもの	
	難病患者であっ			10年
	て、日常的に人			
蓄電池(外部バッテリー)	工呼吸器を装着			
	しており、医師			5年
	の意見書により			
	必要と認められ			
	る者			

※給付を受けるには、事前申請が必要です。

2 お問い合わせ

廿日市市福祉保健部障害福祉課 電話0829-30-9152